第3編 風水害対策計画編

第1章 総則

第1節 災害対策計画の概要

第1目的

本計画は、町及び関係機関が処理すべき事項について定めたものであり、本計画の災害対策を総合的かつ計画的に推進することで、町、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、この計画で扱う災害は、風水害とし、本計画に特段の定めのないもの及び本町における 震災対策については「地震災害対策計画編」に定める。

第2 基本方針

この計画は、本町に係る災害に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として防災関係機関等の処理すべき業務を包括した総合的かつ基本的な計画であり、以下の内容を基本方針とする。

- 1 災害による被害を最小限とするため、災害の予防、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 2 各項目に関し、責任担当機関、必要な措置を明示する。
- 3 「自分の命は自分で守る」の観点から、町民・事業所の役割も明示した計画とする。

第3 構成

この計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧及び復興を中心に、以下から構成される。 第3編 風水害対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧・復興計画

第2章 災害予防計画

災害発生の未然防止及び災害が発生した場合における被害を最小限にするため、平常時における防災に関する組織の整備、訓練、物資及び資機材の備蓄、整備、点検、施設及び設備の整備、 点検等について定める。

第1節 防災体制の整備

第1 町の防災組織

第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第1「町の防災組織」を準用する。

第2 防災組織等の整備

第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第2「防 災組織等の整備」を準用するほか、次により風水害対策を実施する。

1 企業の責務【企業、町】

○企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動する ことのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさ せるための適切な措置を講ずるよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に 対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第3 情報通信ネットワークの整備

第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第3「情報通信ネットワークの整備」を準用する。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第1 防災まちづくりの推進

第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくりの推 進 第1 「防災まちづくりの推進」を準用する。

第2 水政計画

河川の整備を推進し、町民等の安全確保の強化に努める。

- 1 河川改修
- 2 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策
- 3 民間事業者を活用した水防活動の円滑化

1 河川改修

(1)河川の概況

○本町の河川は一級河川として鬼怒川、山川、東仁連川、飯沼川の合計4河川である。これらの河川は災害防止のための護岸工事が計画的に進められており、新堀川等の準用河川とあわせて、町民が安心して暮らせるように改修事業を進める必要がある。

(2)河川改修事業【国、県】

【鬼怒川河川改修】

- ○鬼怒川は昭和2年から改修工事が施行されているが、堤防の整備率は低く、全般的に河積が狭小のうえ、地質が極めて悪く、更に河川が緩勾配のため利根川の逆流でしばしば危険な状態になるので改修の促進が望まれていた。
- ○平成27年関東・東北豪雨により、現在、国(下館河川事務所)が鬼怒川緊急対策プロジェクトを実施し、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を講じ、ハード対策が令和3年9月に完了した。

2 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策

(1) 洪水予報河川の指定【国、県】

- ○国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定 し、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は知事に、知事は 水防計画で定める水防管理者等(町長)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を 求めて、これを一般に周知することとなっている。
- ○町内の指定状況は次のとおりである。
- ①国管理河川:鬼怒川
- ②県管理河川:なし

(2) 水位周知河川の指定【国、県】

○国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川として指定し、避難判断水位(氾濫注意水位を超える

第2章 災害予防計画

水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該河川の水 位がこれに達したときは、国土交通大臣は知事に、知事は水防計画で定める水防管理者等 (町長)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する こととなっている。

- ○町内の指定の状況は次のとおりである。
- ①国管理河川:なし
- ②県管理河川:なし

(3) 洪水浸水想定区域の指定【国、県、町】

- ○国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川のほか、洪水による災害の 発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川ついて、想定し得 る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域 として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表す るとともに町に通知する。
- ○町長は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として町民、滞在者その他の者へ周知する。
- ○水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する 効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水 被害軽減地区に指定することができる。
- ○本町では、鬼怒川、山川、飯沼川、西仁連川、東仁連川の洪水浸水想定区域が指定されている。

(4) 内水浸水想定区域【町】

- ○町は、内水氾濫の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により、当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合または当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域(水防法第14条の2に基づく内水浸水想定区域)として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- ○町は、雨水出水浸水想定区域図の早期作成に努めるとともに、それが困難な場合には、過去の浸水実績を活用する等、簡易な方法も用いて内水による浸水区域を想定し、これらを水害リスク情報として町民、滞在者その他の者へ周知する。

(5) 避難体制等の整備【町、国、県】

- ○複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、町、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- ○町では、浸水想定区域が指定されており、本計画において次にあげる事項について定める とともに町民へ周知するため、洪水ハザードマップを配布する。
- ①洪水予報等の伝達方法
- ②避難場所、避難経路に関する事項
- ③洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保

を図るために必要な事項

- ④社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設 (要配慮者利用施設)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
- ○町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン(内閣府防災担当)」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方(茨城県)」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。
- ○また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。
- ○町は、洪水等に対する町民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。
- ○避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- ○国(国土交通省)及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。
- ○町は、内水浸水想定区域を指定した場合に、内水浸水想定区域内の町民に対し、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等を記載した印刷物(内水ハザードマップ等)の配布や、町民に適切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組(カメラや水位センサーの設置、地区内町民からの情報提供体制の構築など)を基に、地区の特性や規模などを総合的に勘案し、避難指示等の発令の基準を定めておく。なお、県は、町が内水氾濫に係る避難指示等を発令する際の目安について、専門家の意見を踏まえた取組を提供するなど必要な助言を行うほか、台風等の接近に伴い内水氾濫の発生が懸念される場合は、町に対し早期対応を図るための注意喚起を行う。
- ○国(気象庁、国土交通省)、県及び町は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。
 - また、町は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。
- ○県は、町民に対して分かりやすくかつ迅速な河川情報 (雨量、水位及び河川監視カメラによる映像等)の提供及び水害危険性の周知を図るため、水防情報テレメータシステム等の更新・充実を図るとともに、インターネットの活用及びホットラインの構築等の多様な

手段による情報提供に努める。

3 民間事業者を活用した水防活動の円滑化

○水防管理者等に水防活動のために認められている権限の一部を、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者が行使できることとし、民間事業者による水防活動を円滑化する。民間事業者は、水防法に基づき、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り以下の権限を行使できる。

①緊急通行(法第19条): 水防上緊急の必要がある場所に赴くときの私有地等の通行 ②公用負担(法第28条): 水防のため緊急の必要があるときの他人の土地等の使用

第3 土砂災害防止対策

土砂災害がもたらす被害を防止、軽減するため、県及び防災関係機関と協力し、的確な活動に 努める。

1 土砂災害への対応

1 土砂災害への対応【県、町】

- ○県は、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を指定する。
- ○指定を行うに当たって、あらかじめ町長の意見を聴くとともに政令で定める事項を公示する。
- ○本町では、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地危険箇所等の指定はないが、定期的に防災パトロール等を実施するとともに、大雨など土砂災害を誘発するような場合にも随時パトロールを実施し減災に努める。
- ○また、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の 所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明 をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整する。

第4 道路の安全対策

水害等に備えての道路の災害予防及び維持補修に努める。

1 道路

1 道路

(1) 道路建設上配慮すべき事項【町、道路管理者】

- ①平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- ②縦断線形、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水により 水位の増に対し安全な高さを確保する。
- ③横断勾配、路面水を速やかに側溝に流下させるに必要な勾配を確保する。
- ④路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用)、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- ⑤横断排水構造物は、洪水時に十分な排出のできる通水断面を確保する。
- ⑥排水側溝は、路面水を速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水困難な所には暗渠等を設置する。

(2) 路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間【県】

○本町には、茨城県調査による路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間は存在しない。

(3) 道路防災事業計画【町】

○災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐 次解消を図る。

第5 学校等の安全対策・文化財の保護

町教育委員会は、学校等における幼児・児童・生徒等(以下「児童生徒等」という。)及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるとともに、指導・助言を行う。

- 1 防災上必要な教育の実施
- 2 防災上必要な訓練の実施
- 3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備
- 4 学校等施設・設備の災害予防措置
- 5 文化財保護

1 防災上必要な教育の実施【各学校】

- ○学校等の長(以下「校長等」という。)は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する 事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- ○教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災 に関する専門的知識のかん養及び技能の向上に努める。
- ○教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通 じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施【各学校】

- ○校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練 を定期的に実施する。
- ○校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- ○学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備【町、各学校】

○災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

4 学校等施設・設備の災害予防措置【町、各学校】

- ○災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保 するため、次の計画について実施する。
- ①学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- ②校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- ③学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5 文化財保護【町】

○防災施設・設備(収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針等)の整備の促進を図る。なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第6 農地・農業の安全対策

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用用排水施設の改修や農地等に 冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

- 1 農地計画
- 2 農業計画

1 農地計画【町、土地改良区等】

(1)農業用用排水施設整備事業【町、土地改良区等】

○築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する頭首工、樋 門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用用排水施設の新設並びにこれ らの附帯施設の新設又は改修を行う。

(2) 湛水防除事業【町、土地改良区等】

○既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域)で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

(3) 水質障害対策事業【町、土地改良区等】

○農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

(4) 地盤沈下対策事業【町、土地改良区等】

○地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、 地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復する ために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

2 農業計画【町、農業従事者】

(1) 災害の未然防止対策【町、農業従事者】

- ①気象情報等の情報の伝達体制の確立
 - ○災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前 対策に供する。
- ②農業保険の普及【町、農業従事者】
 - ○農業災害による損失に備えて、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業保険へ の加入を促進する。

(2)農林漁業災害対策委員会の設置【町、農業従事者】

○長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により 被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害に よる農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

(3) 資材の確保【町、農業従事者】

- ①防除器具の整備
 - ○町等の病害虫防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

②薬剤等

○災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう常総ひかり農業協同組合等 を通じて必要数量の備蓄を行う。

第7 災害用資材・機材等の点検整備計画

町及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに点検を励行し有事に備える。

- 1 水防・消防等の備蓄資機材の整備
- 2 医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備

1 水防・消防等の備蓄資機材の整備【町、防災関係機関】

○災害時に有効適切に使用できるよう、逐次水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備、充実 に努める。

2 医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備

○医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備については、第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第3「医療救護活動」を準用する。

第3節 被害軽減・被災者支援

第1 火災予防計画

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第2 「消防力、救助・救急活動の強化」及び第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計 画 第2節 地震に強いまちづくりの推進 第5「危険物等施設の安全確保」を準用する。

第2 指定避難所・指定緊急避難場所の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第1「指定 避難所・指定緊急避難場所の整備」を準用する。

第3 食料・生活必需品の供給体制の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第2「食料・生活必需品の供給体制の整備」を準用する。

第4 要配慮者安全確保のための備え

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第3「要配 慮者安全確保のための備え」を準用するほか、次により風水害対策を実施する。

1 避難確保計画の策定等【町、県、要配慮者利用施設の所有者又は管理者】

- ○浸水想定区域内に位置し、本計画 資料編「要配慮者関連施設一覧」に名称及び所在地を 定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に 関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、 防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項 等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- ○また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。町及び県は、 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確 認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、 円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応計画

第1 職員の参集・動員

- 1 職員の動員・配備体制の基準及び内容
- 2 職員の動員・参集

1 職員の動員・配備体制の基準及び内容

○町内において災害が発生した場合、迅速かつ的確に応急対策を進める体制を整える必要があるため、職員の参集基準を以下のとおり明確化し、同時に内容の周知徹底を図り、災害発生時に参集の遅れや混乱が生じないように努める。

【職員の動員・配備体制の基準及び内容】

区	分	基準	配備対象職員	警戒 レベル
連絡体制	連絡配備	①台風の接近が予想されるとき ②気象警報(大雨、洪水、暴 風、大雪)が発表されたとき	消防交通課、都市建設課の職員 をもって連絡調整が円滑に行え る必要最小限の体制	1
警戒体制	警戒配備	①台風の接近若しくは上陸による被害発生が予想されるとき ②鬼怒川の水位が氾濫注意水位に達すると予想されるとき ③その他、総務部長が必要と認めたとき	消防交通課(全員) そのほか、職員動員表のとおり 《災害警戒本部設置》	2
非常体制	第1配備	①特別警報(大雨、防風、大雪、暴風雪)が発表されたとき。 ②鬼怒川の水位が避難判断水位に達すると予想されるとき。 ③その他、町長が必要と認めたとき	全職員《災害対策本部設置》	3
	非常配備	①鬼怒川の水位が氾濫危険水位 に達すると予想されるとき ②その他町長が必要と認めたと き	全職員《災害対策本部設置》	4 · 5

【各部各班における職員の動員数】・・・・資料編「職員動員表-風水害」参照

2 職員の動員・参集

(1)動員の指令

- ①警戒体制
 - ○気象情報、被害情報の報告をもとに、総務部長がこの計画の配備基準に基づき決定する。
 - ○併せて、町長又は副町長に対して、必要な指示の要請、状況説明等を行うとともに、指示 に備える。
- ②非常体制
 - ○気象情報、被害情報の報告をもとに、総務部長が状況を判断し、町長の承認を得て決定する。
- ③上記①、②の決定者及び決定者が不在かつ連絡不能な場合の代行者は次のとおりとする。

	決 定 者	代 行 者1	代 行 者2
警戒体制	総 務 部 長	産業建設部長	消防交通課長
非常体制	町 長	副町長	総 務 部 長

(2)動員の手順

- ①警戒体制の動員手順
 - ア 勤務時間内
 - ○総務部長より各部長へ連絡し、各部長は所属課長に動員を指示する。
 - イ 勤務時間外
 - ○総務部長より、あらかじめ定めておく伝達系統により、電話等最も速やかに伝達できる方法により動員の指示をする。
- ②非常体制の動員手順
 - ア 勤務時間内
 - ○総務部長は、対策本部長である町長の指示に基づき、庁内放送して動員を指示する。
 - イ 勤務時間外
 - ○総務部長は、対策本部長である町長の指示に基づき、あらかじめ定めておく伝達系統 により、電話等最も速やかに伝達できる方法により動員の指示をする。

(3) 自主参集

- ○職員は、勤務時間外の場合、本章 第1節 初動対応計画 第1 「職員の参集・動員」 に示す状況を自主的に判断し、動員伝達の有無に関わらず自主的に登庁する。
- ○防災関係の職員は、原則として速やかに登庁する。

(4)義務登庁

○職員は、勤務時間外に町内で相当の災害が発生したことを知った場合は、登庁することを 義務とする。

(5) 非常時の措置

○職員は、速やかに自分の勤務課所へ登庁するが、その際には、身分証明書、食料(3食分程度)、飲料水(水筒)、ラジオ等の携行に努める。

(6) 動員状況の報告及び調整

- ○各部長は、配備についた人員数を災害対策本部に速やかに報告する。
- ○各部長は、要員の不足が生じたときは、災害対策本部にその旨を報告し、他課の職員を応援させる。

第2組織

災害が発生した場合、その状況に応じて迅速に応急体制を確立し、被害の拡大防止等に努めるための組織について定める。

- 1 災害対策本部及び災害警戒本部の設置及び廃止基準
- 2 本部の設置場所及び設置決定者
- 3 本部の運営

1 災害対策本部及び災害警戒本部の設置及び廃止基準

(1) 災害警戒本部

- ○災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置するまで に至らないと認められる災害に対する措置を総合的に迅速かつ的確に実施するものであ り、次の基準のとおりとする。
- ①災害警戒本部設置基準
 - ア 台風の接近若しくは上陸による被害発生が予想されるとき
 - イ 鬼怒川の水位が氾濫注意水位に達すると予想されるとき
 - ウ その他総務部長が必要と認めた場合
- ②災害警戒本部廃止基準
 - ア 災害対策本部に移行した場合
 - イ その他総務部長が必要なしと判断した場合

(2) 災害対策本部

- ○災害対策本部は、次の基準に従い町長が必要と判断した場合に設置する。
- ①災害対策本部設置基準
 - ア 特別警報(大雨、防風、大雪、暴風雪)が発表されたとき
 - イ 鬼怒川の水位が避難判断水位に達すると予想されるとき
 - ウ その他町長が必要と認め場合
- ②災害対策本部廃止基準
 - ア 町内における災害発生のおそれが解消した場合
 - イ 災害応急対策がおおむね完了した場合
 - ウ その他町長が必要なしと判断した場合

(3)動員配備基準との対応

○災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準と職員の動員配備基準との対応は、本章 第1 節 初動対応計画 第1 「職員の参集・動員」を参照。

(4)組織構成

- ①災害警戒本部
 - ○災害警戒本部は、総務部長を本部長とし、産業建設部長を副本部長とする。警戒本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の業務分掌を準用する。
- ②災害対策本部
 - ○災害対策本部は、町長を本部長とし、副町長及び教育長を副本部長、事務局長を総務部長 とする。本部には部を設け、事務局長及び各部長が本部員を構成する。
 - 以下、「2 本部の設置場所及び設置決定者」、「3 本部の運営」については、第2

編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画 第2 「組織計画」を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第1「通信手段の確保」を準用する。

第2 気象情報等計画

気象及び水防に関する警報、注意報及び伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の 伝達等を迅速確実に実施するための計画である。

- 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供
- 2 特別警報・警報・注意報
- 3 キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等
- 4 早期注意情報 (警報級の可能性)
- 5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城気象情報
- 6 記録的短時間大雨情報
- 7 顕著な大雨に関する気象情報
- 8 竜巻注意情報
- 9 洪水予報
- 10 火災気象通報
- 11 異常現象発見者の通報義務等

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

- ○警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「町民がとるべき行動」を5段階に分け、「町民がとるべき行動」と「行動を促す情報」とを関連付けるものである。
- ○次表のとおり、各情報をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、発令情報からとるべき 行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供 する。
- ○なお、町民には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合 はもちろんのこと、発令される前から行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生す る前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

(1)特別警報・警報・注意報の種類と発表基準【水戸地方気象台】

○水戸地方気象台が茨城県を対象にして行っている注意報及び警報の種類とその発表基準は 次のとおりである。なお「注意報」とは災害が発生するおそれがあるときに、「警報」と は重大な災害が起こるおそれがあるときに、「特別警報」とは予想される現象が特に異常 であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

特別警報発表基準

現象の種類	基準		
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合。		
暴風	** ケ) **	暴風が吹くと予想される場合	
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気	高潮になると予想される場合	
波浪	圧により	高波になると予想される場合	
見日母	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと		
暴風雪	予想される場合		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

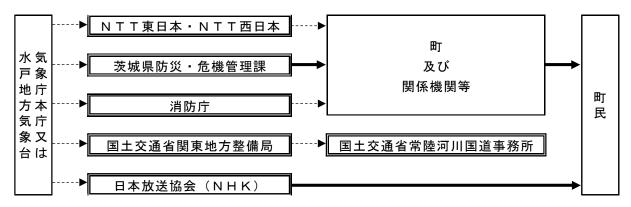
(注)過去の災害事例に照らして、指数(表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心 気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発 表を判断する。

警報·注意報発表基準(令和6年5月23日現在)

府県予報区			茨城県		
一次細分区域		域	南部		
市町村等をまとめた地域		まとめた地域	県西地域		
警報	F H	(浸水害)	表面雨量指数基準	23	
TIX	大雨	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	-	
	洪水		流域雨量指数基準	山川流域=9.3, 東仁連川流域 =4.2, 飯沼川流域=7.8	
			指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[川島]	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
注意報	H		表面雨量指数基準	7	
報	大雨		土壤雨量指数基準	111	
			流域雨量指数基準	山川流域=7.4, 東仁連川流域 =3.3, 飯沼川流域=6.2	
			複合基準(表面雨量指数、流域雨	鬼怒川流域=(5,69.7),東仁	
	洪水		量指数の組み合わせによる基準	連川流域= (5,3.3),飯沼川流	
			値)	域=(6, 5)	
			指定河川洪水予報	鬼怒川[川島]	
			による基準		
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最小湿度40%で、実効湿度60% (水戸地方気象台の値)		
	なだれ				
	低温		夏期:最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-7℃以下		
	電 相		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
	着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場		
記錄	記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	
		*****	L		

(3) 特別警報・警報・注意報の伝達

- ①水戸地方気象台関係【水戸地方気象台、防災関係機関等】
 - ○水戸地方気象台が発表した注意報・警報は次に示す伝達系統図により通知する。



- ※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定 伝達先
- ※太線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路
 - ②県の措置【県】
 - ○水戸地方気象台から通報を受けた県は町へ伝達する。
 - ③町及び国土交通省関東地方整備局
 - ○「災害時の情報交換に関する協定」に基づき、被害状況に係る情報交換及び情報連絡員 (リエゾン)の派遣要請の有無等の積極的な初動情報連絡に努める。

(4) 注意報及び気象情報の伝達【各機関】

○注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関 の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

3 キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクルの種類と概要

種類	概要
	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方
浸水キキクル	の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の
(大雨警報	予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表さ
(浸水害)の	れたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
危険度分布)	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒
	レベル5に相当。
	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河
	川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km
	ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を
	用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険
	度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒
(洪水警報の	レベル5に相当。
危険度分布)	・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相
	当。
	・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レ
	ベル3に相当。
	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備
	え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河
 流域雨量指数	川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予
の予測値	測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で
	示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常
	時10分ごとに更新している。

4 早期注意情報 (警報級の可能性)

- ○5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(「茨城県南部」)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(茨城県)で発表される。
- ○大雨に関して、[高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城気象情報

○気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別 警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に 発表される。

6 記録的短時間大雨情報

- ○大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測 (地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分 析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象 庁から発表される。
- ○この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による 災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が 高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

7 顕著な大雨に関する気象情報

○大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

8 竜巻注意情報

- ○積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(「茨城県南部」)で気象庁から発表される。
- ○なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。
- ○また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(「茨城県南部」)で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

9 洪水予報【気象庁、関東地方整備局、県、町、東日本電信電話株式会社】

(1) 鬼怒川の洪水予報

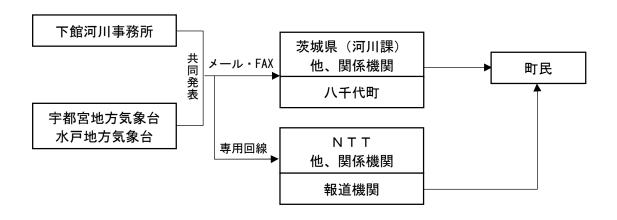
○関東地方整備局下館河川事務所と宇都宮地方気象台及び水戸地方気象台が共同で発表する「鬼怒川洪水予報(氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報)」は、 栃木県、茨城県、及び関係機関へ伝達される。

洪水予報河川の予報区間

河川名	予報区間
鬼怒川	・左岸栃木県塩谷郡塩谷町大字風見地先から利根川への合流点まで
(田川放水路含む。)	・右岸栃木県宇都宮市大字宮山田地先から利根川への合流点まで

基準水位観測所

河川	観測所名	所在地	対象区域
鬼怒川	川島	茨城県筑西市 下川島	左岸 茨城県筑西市下江連から茨城県常総市新石下まで
			右岸 茨城県筑西市下川島から茨城県常総市古間木まで
	鬼怒川水海道		左岸 茨城県常総市三坂町から利根川への合流点まで
			右岸 茨城県常総市花島町から利根川への合流点まで



(2) 指定河川洪水予報の種類

種類	標題	概要
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。
		新たに氾濫が及ぶ区域の町民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
		災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直
		ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
		急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上
	氾濫危険情報	昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以
		上の状況が継続しているときに発表される。
		いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する
洪水警報		対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。
		危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更
		に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水
		位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難断水
		位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなっ
		た場合を除く)に発表される。
		高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から
		の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水
		位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断
洪水注意報		水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。
		ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難
		行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

10 火災気象通報【水戸地方気象台】

○消防法第22条第1項の規定に基づき、水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象 通報の実施基準は、次のとおりである。

(1) 通報の実施基準

実 施 官 署	実施基準
	・実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。
水戸地方気象台	・平均風速が12m/s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うと
	きは通報を行わないこともある。

(2) 通報の対象地域

○対象としては、町全域に対して通報する。

(3) 通報先及び通報手段

○県防災・危機管理課とし、通報手段は災害情報共有システムとする。

(4) 通報文の構成

- ①標題
- ②発表官署名及び発表日時
- ③見出し、対象地域・要素・期間及び実況値(風向・風速・実効湿度・最小湿度)

(5) 通報の基準

- ○毎朝(5時頃)、24時間先までの気象状況の概要を気象概況として通報する。
- ○この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見 出しの冒頭に通報区分として以下のとおり「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を 付加する。
- ○また、定時通報後、予想に変化があった場合は、定時通報と同様の形式で通報を行う。

11 異常現象発見者の通報義務等【異常現象発見者、県警察】

- ○災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は県警察に 通報しなければならない。
- ○また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- ○この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また町長は水戸地方気象台、県防 災・危機管理課及びその他の関係機関に通報しなければならない。

第3 災害情報の収集・伝達・報告

応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、 迅速かつ的確に収集、伝達する。

- 1 被害概況の把握
- 2 被害情報・措置情報の収集・伝達
- 3 国への報告

1 被害概況の把握

(1) 各機関の報告に基づく概況把握【町、防災関係機関、県】

- ○町及び防災関係機関は、災害後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。
- ○県は、災害発生後直ちに町及び防災関係機関に対して、被害概況の報告を求め、その報告 を総括し、県全体の被害概況を把握する。

(2) ヘリコプターによる概況把握【県、町】

- ①防災ヘリコプター、県警のヘリコプターによる概況把握
 - ○県は、防災へリコプター、県警へリコプターを出動させ、上空からの概況把握を行う。特に、ヘリコプターテレビシステムにより、被害状況を上空から撮影し、県において、映像を受信、被害状況を把握する。
- ②他機関のヘリコプターによる概況把握の要請
 - ○県は、町、防災関係機関等から被害概況報告、又は独自の収集活動により得られた情報に 基づき、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、第三管区海上保安本部及びヘリコプ ター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。
- ③他機関のヘリコプターによる概況把握の実施
 - ○県からの要請、又は独自の収集活動により得られた情報に基づき、保有するヘリコプター 等の航空機を用いて被害概況の把握を行うとともに、把握結果については速やかに県、 町、関係機関に対して報告する。
- ④民間ヘリコプターによる概況把握の実施
 - ○町は民間事業者等との協定を締結するなど、ヘリコプターによる情報収集体制を整備する。
- ⑤重点的に把握すべき被害概況
 - ア 浸水の被害状況
 - イ 建築物の被害状況
 - ウ 道路、橋りょう等の被害
 - エ 崖崩れの状況
 - オ 道路渋滞の状況

(3) 現地調査班の派遣【町】

- ○町は、災害後直ちに現地調査班を派遣し、被害状況の収集にあたる。
- ○災害による被害が相当のものと認められ、町による情報収集活動が十分に行えないおそれ がある場合は、県は、職員を派遣して調整を行う。重点的に調査すべき項目を次に示す。
- ①浸水の被害状況
- ②建築物の被害状況

- ③道路、橋りょう等の被害
- ④崖崩れの状況
- ⑤道路渋滞の状況
- ⑥町民の行動、避難状況、要望
- ⑦現地での応急対策活動での問題点

2 被害情報・措置情報の収集・伝達

(1)被害情報・措置情報の種類

- ①被害情報
 - ○死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路・橋りょう被害、公共施設 被害等に関する以下の情報を収集する。
 - ア 被害発生時刻
 - イ 被害地域(場所)
 - ウ 被害様相(程度)
 - エ 被害の原因

②措置情報

- ア 災害対策本部の設置状況
- イ 主な応急措置(実施、実施予定)
- ウ 応急措置実施上の措置
- エ 応援の必要性の有無
- オ 救助法適用の必要性

(2)情報収集伝達の方法【町】

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として災害情報共有システムを利用して行う。 なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- ① 被害状況の情報
 - ア 報告名称
 - イ 報告状況
 - ウ登録者
 - 工 報告日時
 - 才 報告者
 - 力 発生日時
 - キ 発災場所
- ② 報告種別
 - ア人的
 - イ 建物
 - ウ浸水
 - エ その他 (河川・公共建物等)
 - 才 避難対策状況、対策本部設置状況

(3)情報伝達の流れ【町】

- ○災害情報は、把握した防災関係機関から災害情報共有システムを利用して収集し、町災害 対策本部において集約する。
- ○なお、町災害対策本部未設置段階では、消防交通課が情報を収集する。

(4) 各機関の情報収集・伝達活動

① 町の活動【町】

- ○町は町域内において次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県部、その他必要とする機関等に対して災害情報共有システムを利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。
 - ア 町災害対策本部が設置されたとき。
 - イ 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
 - ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
 - エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。
- ○また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。なお、確 定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応 急対策完了後10日以内に行う。
- ○併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な分かる範囲内でその第一報を早く報告する。
- ○県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告し、報告後速やかに その内容について県に連絡する。
- ○災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災 関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- ○町民等から通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告する。

② 県の活動【県】

○県は、町からの報告をとりまとめ、災害情報共有システムを利用して関係機関との情報の 共有化を図るとともに情報の保管を行う。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を 撮影して被害状況の収集にあたる。被害に関する報告のない場合は確認を行うものとし、 被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な町に対しては、その活動を支援するため要 員を派遣する等の措置をとる。

なお、収集した情報については、指定行政機関等に伝達する。

○県各部局は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、災害情報共有システムを利用して県に報告するとともに、同システム等を利用して関係機関との情報の共有化を図る。

③防災関係機関の活動【指定地方公共機関等】

○指定地方公共機関等は、所掌する事務又は業務に係る被害状況について速やかに町災害対 策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関に伝達するように努める。

(5)被害種類別の情報収集・伝達方法【各機関】

○第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第2「災害情報の収集・伝達・報告」を準用する。

3 国への報告

(1) 消防庁への報告【県、町】

- ○県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合には、直ちに被害の状況 及び応急対策の推移に応じその都度概要を報告するものと定められている。県が報告でき ない事態が発生した場合は、町が直接国(消防庁)に対して報告し、その後速やかに県への 報告を行う。
- ①県及び町災害対策本部が設置されたとき。
- ②救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ③災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するとき。
- ④災害が当初は軽微であっても、以後拡大するおそれがあるもの又は2都道府県以上にまたが るもので、県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害 が生じているとき。
- ⑤災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

(2) 防災関係機関の報告【指定地方行政機関】

○指定地方行政機関は、それぞれの防災業務計画に基づいて、上位機関、所轄官庁に対して 報告を行うとともに、その内容を茨城県に対して逐次連絡する。

第4 災害情報の広報

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第3「災害情報の広報」を準用する。

第3節 応援・派遣

第1 他の地方公共団体等に対する応援要請

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第1 「他の地方公共団体等に対する応援要請」を準用する。

第2 自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第2「自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保」を準用する。

第3 他市町村被災時の応援

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第3「他市町村被災時の応援」を準用する。

第4節 被害軽減対策

第1 避難対策

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第1 「避難対策」を準用するほか、次により風水害対策を実施する。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保【町、県、自衛官、県警察等】

- ○町長は、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に避難指示及 び高齢者等避難を適切に発令するよう努める。
- ○町は、必要に応じて高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の対象地域、対象者、判断時期等について、技術的に可能な範囲で防災関係機関や専門家(気象防災アドバイザー等)に助言を求めることができる。
- ○また、国及び県は、町長による洪水時における高齢者等避難及び避難指示の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。
- ○なお、高齢者避難及び避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難 指示等を発令し、そのような事態が生じ得ることを町民にも周知する。

2 避難措置の周知【町、県、自衛官、県警察等】

○高齢者等避難及び避難指示を発令した場合は、当該地域の町民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡する。

(1) 町民への周知徹底

- 〇避難の措置を行うに当たっては、町長はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて町民に周知徹底を図る。
- ○また、町は、危険の切迫性に応じて高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた町民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう町民に周知しておく。
- ○また、町民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、高齢者等避難及び避難指示を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努める。
- ○なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得な いときは、緊急安全確保を行うべきことにも留意する。
- ○また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- ○さらに、町は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をは じめ町民への周知漏れを防ぐよう努める。

(2) 関係機関相互の連絡

- ○町、県、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容を相互に連絡する。
- ○なお、町長は避難指示等を発令したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

3 避難の誘導【町、防災関係機関】

(1)避難誘導の方法

- ○町、県警察、その他が行う避難誘導は、町民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。
- ○特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。
- ①避難経路は、できる限り危険な道路、橋りょう、堤防その他新たに災害発生のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ②危険な地点には、表示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ③自主防災組織、その他区長等、適切な者に協力を得ること。
- ④町民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障がい者等の要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- ⑤避難誘導は受入先での救援物資の配給等を考慮して、できれば行政区等の単位で行うこと。
- ⑥町は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、町と保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。
- ⑦ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する事ができる場合は、町民自らの 判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等 への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に 努める。

第2 緊急輸送

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第2 「緊急輸送」を準用する。

第3 水防計画

水防は町長及び県知事の定める水防計画及び本計画の定めるところにより行う。なお、当該区域に係る水防計画の作成及び水害防御に関しては次に定めるところにより行う。

- 1 水防の責任
- 2 指定水防管理団体

1 水防の責任

(1) 町の責任(水防法第3条)【町】

- ○町は、管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。
- ①消防団の設置(法第5条)
- ②消防団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- ③平常時における河川等の巡視(法第9条)
- ④水位の通報(法第12条第1項)
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知 (第13条の2第2項)
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知(第14条の2)
- ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- ⑧避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(法第15条の3)
- ⑨浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第 15条の 6、法第15条の 7、法第15条の 8)
- ⑩予想される水災の危険の周知(法第15条の11)
- ⑪消防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第17条)
- ⑫緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第19条第2項)
- ⑬警戒区域の設定(法第21条)
- ⑭警察官の援助の要求(法第22条)
- ⑤他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)
- ⑯堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第25条、法第26条)
- ⑪公用負担により損失を受けた者への損失の補償(法第28条第3項)
- ⑱避難のための立退きの指示(法第29条)
- ⑲水防訓練の実施(法第32条の2)
- ⑩水防計画の作成及び要旨の公表(法第33条第1項及び第3項)
- ②水防協議会の設置(法第34条)
- ②水防協力団体の指定・公示(法第36条)
- ②水防協力団体に対する監督等(法第39条)
- 20水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- ②が防従事者に対する災害補償(法第45条)
- ②消防事務との調整(法第50条)

(2) 県の責任(水防法第3条の6) 【県】

○県は、水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう水防事務を遂行しなければならない。なお、県の水防事務内容に関しては、茨城県地域防災計画を参照のこと。

2 指定水防管理団体【町】

○本町は、水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして、知事の指定 を受けた指定水防管理団体となっている。

第4 消火・救出・救助活動

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第4「消火・救出・救助活動」を準用する。

第5 応急医療救護

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第5 「応急医療救護」を準用する。

第6 交通計画

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第3 「交通計画」を準用する。

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第 1「被災者の把握」を準用する。

第2 避難生活の確保、健康管理

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第2「避難生活の確保、健康管理」を準用する。

第3 ボランティア活動の支援

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第 3「ボランティア活動の支援」を準用する。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第4 「ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供」を準用する。

第5 生活救援物資の供給

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第5「生活救援物資の供給」を準用する。

第6 要配慮者安全確保対策

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第6「要配慮者安全確保対策」を準用する。

第7 応急教育

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第7「応急教育」を準用する。

第6節 農地農業計画

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策は、本計画の定めるところによる。

- 1 農地
- 2 農業

1 農地【町】

(1)農地

○農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、応急ポンプ排水等 の応急仮工事を行う。

(2)農業用施設

- ①水路
 - ○素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

(3)頭首工

○一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

(4)農道

○特に重要な農道については、必要最小限度の仮設道の建設を行う。

2 農業【町】

(1)農作物の応急措置

○災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 家畜の応急措置

- ① 風害
 - ア 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること
 - イ 外傷家畜の治療と看護に努めること
 - ウ 事故畜等の早期処理に努めること

② 水害

- ア 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図ること
- イ 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること
- ウ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応 急手当を受けること
- エ 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること
- オ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること

第7節 災害救助法の適用

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第6節「災害救助法の適用」 を準用する。

第8節 応急復旧·事後処理

第1 建築物の応急復旧

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第1「建築物の応急復旧」を準用する。

第2 公共施設の応急対策

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第2「公共施設の応急対策」を準用する。

第3 ライフライン施設の復旧計画

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第3「ライフライン施設の復旧計画」を準用する。

第4 清掃·防疫対策

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第4 「災害廃棄物の処理・防疫・障害物除去」を準用する。

第5 行方不明者の捜索及び遺体の処理

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第5 「行方不明者の捜索及び遺体の処理」を準用する。

第6 労務計画

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても十分にその効果を上げることが困難な場合に、労務者等の雇用及び民間団体の協力により必要な要員を確保し、応急対策活動の万全を期する。

1 労務体制の整備

1 労務体制の整備【町】

(1) 実施機関

○町が実施する災害応急対策に必要な労務の確保は、町長が実施する。ただし、災害の程 度、規模等により、町において労務の確保ができないときは、必要な労務の応援を県に調 達又はあっせんを要請する。

(2) 雇上げの方法

○災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、公共 職業安定所を通じて行う。

(3) 民間団体への協力要請

○町は、円滑に災害応急対策を実施するため、八千代町赤十字奉仕団等の民間団体への協力 要請を行う。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 罹災証明書の発行

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化 第1「罹災証明書の発行」を準用する。

第2 義援金の募集及び配分

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化 第2「義援金の募集及び配分」を準用する。

第3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化 第3「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」を準用する。

第4 租税及び公共料金等の特例措置

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化 第4「租税及び公共料金等の特例措置」を準用する。

第5 住宅建設の促進

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化 第5「住宅建設の促進」を準用する。

第6 雇用対策

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化 第6「雇用対策」を準用する。

第7 被災者生活再建支援法の適用

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化 第7「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

第2節 公共施設等災害復旧計画

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第2節「公共施設等災害復旧計画」を準用する。

第3節 激甚災害の指定

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第3節「激甚災害の指定」を準用する。

第4節 復興計画の作成

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第4節「復興計画の作成」を準用する。